

＜知事・市町村長懇談会＞

意見交換テーマ

防災に係る課題と対策について

<知事・市町村長懇談会>

意見交換テーマ「防災に係る課題と対策について」

平成30年7月豪雨の概要

【被害状況】

西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨、1府10県に特別警報発表、1府13県で200名を超える死者・行方不明者が発生

<人的被害>

・死者224名 ・行方不明者8名

<住家被害>

・全壊6,695棟 ・床上浸水8,640棟

<河川氾濫、土砂災害等>

・堤防決壊 国管理河川2箇所、県管理河川35箇所

・土砂災害 1道2府28県 2,512件

・ため池決壊 2府4県 32件

平成30年7月豪雨で見受けられた主な課題

- 避難情報について、発令が遅れた自治体もあった
- 防災行政無線が豪雨で聞き取りづらく、避難情報等がうまく伝わらなかった
- 多くの被災は、災害リスクが高いと公表されていた地域で発生した
- 避難指示・勧告、各種災害情報が住民の危機感に結びつかなかった
- 小規模ため池でも決壊が多発、人的被害が生じた

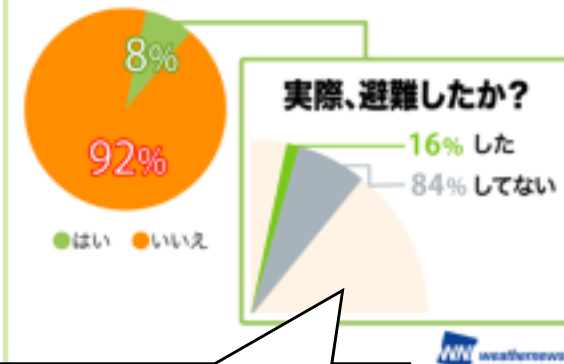
出典：中央防災会議防災対策実行会議

「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するWG」資料から抜粋

避難に関する住民意識

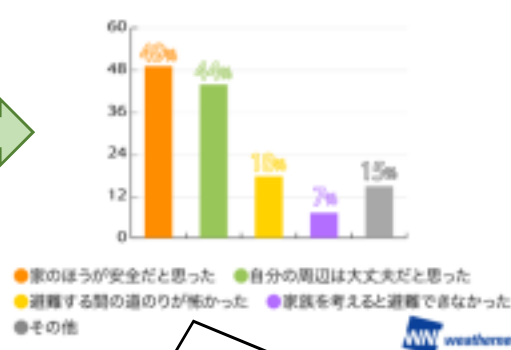
出典：ウェザーニューズ「減災調査2018」より N=7,889人

西日本豪雨の際に避難すべき状況でしたか？



7月豪雨では、避難すべき状況で、84%の人が避難しなかった

なぜ避難しなかったのですか？



避難しなかった人のうち、44%の人が「自分の周辺は大丈夫だと思った」

浸水被害(岡山県倉敷市真備町)



ため池決壊(福岡県朝倉郡筑前町)



避難勧告等に関するガイドライン(概要):内閣府

発令基準

- ・空振りの事態を恐れず避難勧告等を発令すること
- ・避難勧告等の発令基準を満たした場合は、躊躇なく発令すること
- ・必ずしも避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の順に発令する必要はなく、状況に応じて、柔軟に対応すること
- ・災害発生の危険性が高まった場合だけでなく、判断基準を設定する際にも、気象台等の指定行政機関や県に積極的に助言を求めること

防災体制

- ・河川管理者や気象台からの連絡を活かすための体制づくり、必要に応じて助言を求める仕組みを構築すること
- ・河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制を構築しておくこと
- ・災害発生を考慮した避難勧告発令の訓練を定期的実施すること

本ガイドラインは、市町村が避難勧告等の発令基準や伝達方法、防災体制等を検討するにあたって参考とすべき事項を示したものの

避難行動

- ・自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)に陥ることなく、居住者等が自らの判断で避難行動を取ること
- ・危険だと感じれば、自発的かつ速やかに避難行動をとること
- ・行政職員の到着を待たずとも、自主防災組織をはじめ地域の居住者によって避難所の開設などができるようにしておく等、工夫をすること

情報伝達

- ・平時から居住者・施設管理者等に対して災害リスク情報や災害時に対象者が取るべき避難行動について周知すること
- ・要配慮者利用施設等の災害計画には、自然災害からの避難を盛り込んだ計画としなければならないことを平時から周知すること。
- ・可能な限り多様な伝達手段を組み合わせることで伝達すること

避難情報の発令(群馬県減災対策協議会を通じた市町村との連携)

- ・県内35市町村を構成員とする「群馬県減災対策協議会」を設置(H29年2月)
- ・各地で頻発する大水害などを踏まえ、取組の検討や見直し、情報共有などを図りながら、市町村と連携して減災に向けた対策を推進している。

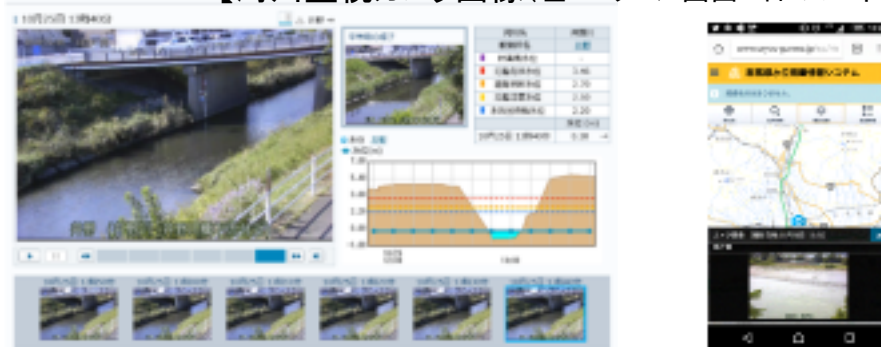
○避難情報の発信支援

- ・「群馬県水位雨量情報システム」により、県管理河川の水位や雨量データを常時観測し、河川監視カメラの画像とともにホームページにおいて情報提供
- ・「水害対応ホットライン」を県内35市町村長と土木事務所長との間で構築(H30年5月)し、河川で氾濫危険水位に達する段階や土砂災害警戒情報が発表された場合などに、直接情報伝達を行う。
- ・河川水位の観測地点の拡充を図るため、危機管理型水位計を設置(205河川・264箇所を予定)

○行政における防災行動の明確化

- ・市町村や県における防災行動が適切かつ円滑に実施されるよう、「いつ」、「誰が」、「何をするか」を時系列で整理した「水害対応タイムライン」を作成する。

【河川監視カメラ画像(左:パソコン画面 右:スマホ画面)】



【ホットラインによる水位情報提供】



【危機管理型水位計の設置】

住民意識の啓発

県による県民の防災意識啓発のための活動

- 【総合防災訓練】 防災関係機関の連携強化や県民の防災意識向上を図るため、各市と共催して防災訓練を実施
- 【危機管理フェア】 年1回県庁を会場とし、講演会や防災関係機関による活動や取組を紹介
- 【出前なんでも講座】 県職員が地域に出向き、「ぐんまの防災」等、防災に関する講話を実施（H29実績 12回・637人受講）
- 【防災キャラバン】 市町村等の主催するイベントに県職員が出向き、災害への備え等の住民向け啓発活動を実施

地域防災力向上への取組

- 1 自主防災組織の組織化・活性化
 - ・現状85.9%(H29.4.1) → 目標92.0%(H32.3.31)
 - ぐんま地域防災アドバイザー(防災士)の養成、市町村と連携したDIG(災害図上訓練)、HUG(避難所運営訓練)の実施
- 2 避難計画の作成支援
 - ・適切な住民避難行動と防災情報への理解を深めてもらうため、自主防災組織や要配慮者利用施設の避難計画作成を支援
 - ・土砂災害警戒区域については、実施中。洪水浸水想定区域については、H31年度からモデル施設で実施予定

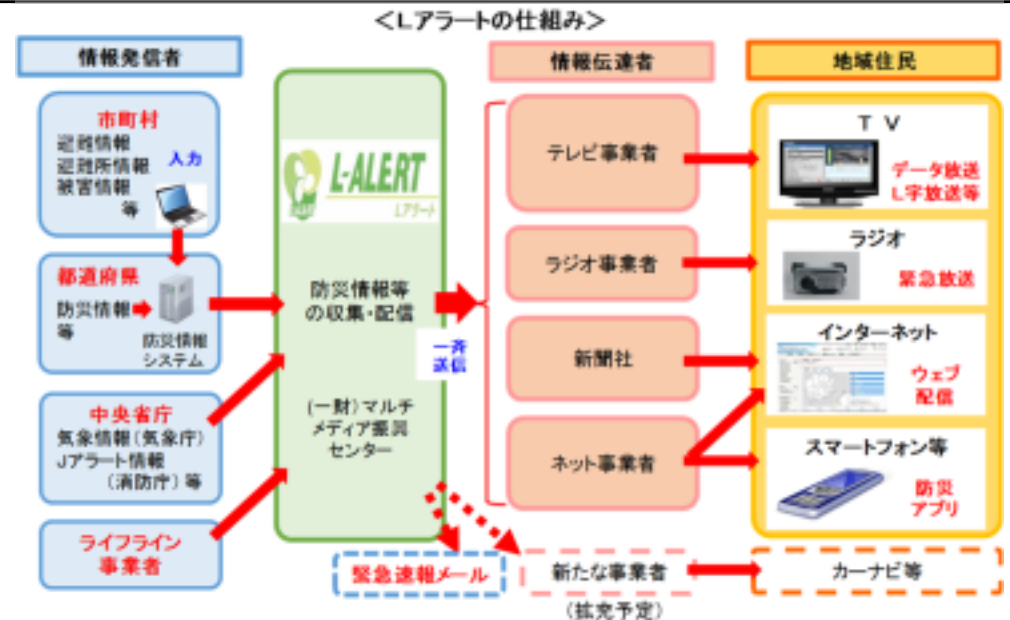
多様な情報伝達手段の確保

「緊急速報メール」は、気象庁が配信する緊急地震速報や地方公共団体が配信する災害・避難情報を対象地域に一斉配信するサービス



出典：総務省HP 緊急速報メール配信イメージ

「L(Local)アラート」は、地方公共団体等が発出した避難指示や避難勧告等の災害関連情報を多様なメディアに対して一斉に送信することで、迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とする共通基盤。



ため池の防災・減災対策について

現 状

- 県内503カ所のため池は、施設管理者(市町村等)が日常点検などの管理を実施
- 近年、大規模地震、局地的豪雨の頻発化により、多くのため池が被災し、下流域に甚大な被害が発生
- 市町村は、**125カ所を「*防災重点ため池」**に位置づけ、**優先的に詳細調査等を実施中**

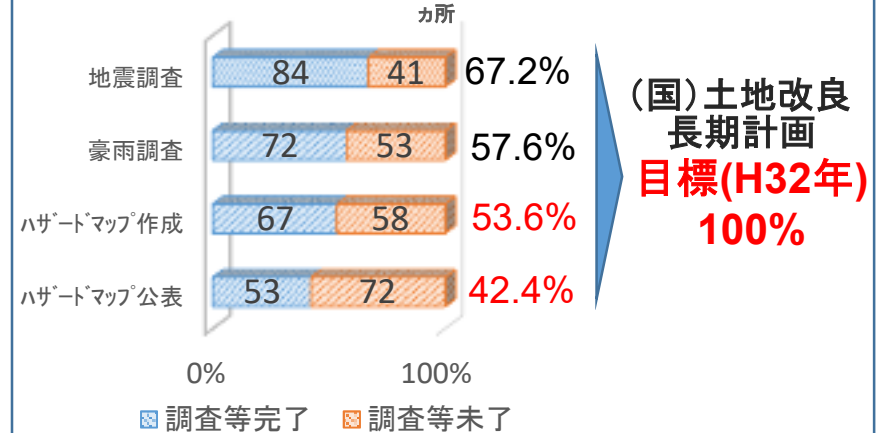
*『防災重点ため池』: 決壊した場合、下流の住宅等に影響を与えるおそれのあるため池

ハードとソフトによる防災・減災対策の推進

- 「地震」と「豪雨」に対する詳細調査の実施(対策の判断)
- ハザードマップの作成、公表による周知 ソフト対策
- 地震等対策工事によるため池の安全性の確保 ハード対策

詳細調査等の実施状況 (H30.3月末)

防災重点ため池125カ所



課 題

- 1 詳細調査等の計画的な推進**
 - ・詳細調査等が未了の「防災重点ため池」について、市町村の計画的な推進が必要
- 2 ハザードマップの周知**
 - ・西日本豪雨では、ハザードマップの作成、公表がされず人的被害が発生
 - ・地域住民に対して決壊した際の浸水想定区域情報や安全な避難ルートなどの周知が重要
- 3 計画的なハード対策の推進**
 - ・詳細調査結果等に基づく、計画的な対策工事が必要
 - ・事業化までは、安全性の確保及び継続した監視が重要

今後の対応 (市町村と連携)

【実施主体:市町村】

- 詳細調査等の加速化**
 - ・年度実施計画による計画的な着手、完了
 - ・*国による詳細調査等に係る助成制度あり
- ハザードマップによる防災意識の醸成**
 - ・地域住民に対して、住民説明会、毎戸配布、HP掲載など様々な手法により周知
 - ・*国による詳細調査等に係る助成制度あり
- 管理体制の強化**
 - ・事業化までは、貯水位の低下による安全性の確保や定期的な監視を実施

【実施主体:県又は市町村】

- 地震・豪雨対策工事の実施**
 - ・調査結果や被害規模、ため池規模等による優先順位を市町村と協議の上で決定し、計画的に実施